

## ○早島町広報紙広告掲載の取扱いに関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、早島町有料広告掲載の取扱いに関する要綱（平成18年早島町要綱第8号。以下「要綱」という。）に基づき、早島町が発行する広報紙に広告を掲載することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(掲載する広報紙、掲載の位置等)

第2条 広告を掲載する広報紙は、毎月発行する広報紙とする。

2 広告を掲載する位置は、中面最下段及び最終面とする。

3 前項の規定にかかわらず、町長が広報紙の編集上支障があると認めたときは、広告掲載が決定した者（以下「広告主」という。）と協議の上、掲載月及び掲載する位置を変更することができる。

(広告の規格)

第3条 掲載する広告の大きさは、別表のとおりとする。

2 掲載する広告の刷り色は、過度に華美な色を使用しない範囲で、4色刷りとする。

(掲載期間)

第4条 広告掲載期間は広報紙1号を単位とする。

2 1回の申込みによる掲載期間は、年度内の12号を上限とし、5月号から翌年4月号までを当該年度の広告掲載期間とする。

(広告掲載料)

第5条 1号あたりの掲載に要する広告掲載料は、別表のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、国、政府関係機関、地方公共団体、公共的団体及び町長が特に必要があると認める者の広告掲載料については、町長がその都度定めることができる。

(広告主の募集)

第6条 町長は、広報紙、町ウェブサイト等で広報紙に広告の掲載を希望する者（以下「申込者」という。）を公募する。

(掲載の申込み)

第7条 申込者は、町長が別に指定する期日までに、早島町広報紙広告掲載申込書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。

- (1) 申込者の事業の概要が分かる書類
  - (2) 町内に本社、本店、支店又は営業所（以下「事業所」という。）を有する場合は、それらを有することが確認できる書類
  - (3) 広告掲載しようとする広告の原稿案
  - (4) その他町長が必要と認める書類
- （広告掲載の審査）

第8条 町長は、掲載しようとする広告の内容その他掲載にあたり確認を要する事項に関し、要綱第8条に規定する早島町広告審査会に諮るものとする。

（広告掲載の決定等）

第9条 町長は、第7条の規定による申込みがあったときは、前条による広告掲載の適否の審査を経て、広告掲載を決定し、早島町広報紙広告掲載・不掲載決定通知書（様式第2号）により申込者に通知しなければならない。

- 2 前項の決定に当たっては、町長は、掲載する広告の内容変更を指示し、又は必要な条件を付すことができる。
- 3 町長は、広告掲載が適当と認める申込みが、広報紙に掲載できる数を超えたときは、次条により広告掲載を決定するものとする。
- 4 広告主は、町長が指定する期日までに、前各項の規定により決定した広告の原稿をデジタルデータで町長に提出しなければならない。

（掲載決定順位）

第10条 掲載の申込みのあった広告が掲載できる数を超えたときは、次に定める申込者の順位により掲載する広告を決定する。

- (1) 国、政府関係機関及び地方公共団体
- (2) 公共的団体
- (3) 法人（前2号に掲げるものを除く。）又は事業を営む個人であって町内に事業所を有するもの
- (4) 法人（前各号に掲げるものを除く。）又は事業を営む個人であって町内に事業所を有しないもの
- (5) 前各号に掲げるもの以外のもの

2 前項の規定による順位と同じ広告が複数あるときは、掲載を希望する号の数が  
多い申込者の広告を優先する。

3 第1項の規定による順位と同じ広告が複数あり、かつ、それぞれの広告の掲載  
を希望する号の数が同一のときは、申込みの先着順により決定し、同時に申込  
みが到着したものについては抽選により決定する。

(広告の掲載)

第11条 町長は、要綱第10条の規定により広告掲載料が納付されたときは、町長  
が指定した掲載ページに広告を掲載するものとする。

(広告内容の変更及び掲載中止)

第12条 広告主は、掲載期間中に広告内容等に変更が生じたときは、変更しよう  
とする広報紙の第7条に定める期日までに早島町広報紙広告掲載変更・中止申  
込書(様式第3号)を提出しなければならない。また、広告の掲載を中止しよ  
うとするときも同様とする。

(掲載決定の取消し等)

第13条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告主への催告その他  
何らの手続を要することなく、広告掲載の決定を取り消し、又は掲載の一時中  
止をすることができる。

(1) 広告主が指定された期日までに広告掲載料を納付しなかったとき。

(2) 広告主が指定された期日までに広告原稿を提出しなかったとき。

(3) 広告主が第9条第2項の規定による変更等の求めに応じないとき。

(4) 広告主が次条各項の規定に違反したとき。

(5) その他広報紙への広告掲載が不相当であると判断したとき。

2 町は、前項の規定により広告の掲載を取り消し、又は掲載した広告の削除若し  
くは掲載の一時中止をした場合において、広告主が損害を受けることがあつて  
も、その賠償の責めを負わない。

(広告主の責務)

第14条 広告主は、広告の内容その他広告掲載に関する全ての事項について、一  
切の責任を負うものとする。

2 広告主は、第三者の権利の侵害、財産権の不適切な処理、第三者に不利益を与  
える行為その他の不正な行為を行ってはならない。

3 広告主は、広告の掲載により第三者に損害を与えたときは、広告主の責任及び負担において解決しなければならない。

4 広告主は、広告掲載の権利を第三者に譲渡してはならない。

(委任)

第 15 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は町長が定める。

#### 附 則

この要領は公布の日から施行し、令和 5 年 5 月号の広報紙に掲載する広告から適用する。

別表(第 3 条及び第 5 条関係)

位置	規格	金額	
		町内に本社、本店、支店又は営業所のあ る広告主	左記以外の広告主
中面 最下段	8 分の 1 (縦 56mm×横 88mm)	5,000 円	10,000 円
最終面	4 分の 1 (縦 56mm×横 179mm)	20,000 円	40,000 円
	2 分の 1 (縦 128mm×横 179mm)	36,000 円	72,000 円

様式第 1 号(第 7 条関係)

早島町広報紙広告掲載申込書

[別紙参照]

様式第 2 号(第 9 条関係)

早島町広報紙広告掲載・不掲載決定通知書

[別紙参照]

様式第 3 号(第 12 条関係)

早島町広報紙広告掲載変更・中止申込書

[別紙参照]